

デモクラシーのために

松 居 正 俊

もし人が分業によらず、必要なものは、何から何まで自分の手づくり、必要なことは、何から何まで自分で行うということが続けていたら、人類は今に至っても、原始的な生活水準を出なかつたであらうということは、プラトンの時代でも一つの常識であつた。ところで、分担する仕事に難易の差があることは事実である。たとえば、なんの技術も才能も要らない只の力仕事とか、市場に坐つて物品の売買を仲介する仕事とかは易しい部類と云つていいだろう。難しいものと云えば、医者とか立法家とか将軍とか、あるいは教師の仕事もそれに数えられるかもしれない。職業に貴賤はないということとが云われるが、そのこととは別に、仕事にそうした難易の差があることは認めなければならぬ。すこし難しい仕事、高度に難しい仕事、いろいろあるであらうが、一般に、困難な仕事が有効に果たされるのはどういふ条件においてであらうか。人は生まれつき能力と才能を異にしている。だから、その仕事に適した素質を有するものが、しかるべき教育と訓練をうけて、その一つ仕事に専念するとき、そこに最上の成果が期待しうることは明らかである。それではこの原則を国政の場に適用してはならないという理由はあるであらうか。政治は容易な仕事であるから、だれでも正しい対応ができるというようなことを云うことはできるであらうか。もし、そういうことが云えないなら、ここにおいても、いまの原則を適用して、素質のよいものを選んで充分な教育を施し、これに国政を担当せしめ、余人は口出しせず、かれらに存分の活動を行わせるといふ仕組みが、道理になつた最善の方策で

はないのかということになる。そして、国政をゆだねられるそのエリートは、役割りの重要性にかんがみ、いくたびもの厳しい選別を経て残った少数者であろうから、これは、少数支配制の提案、つまり体制の傾向を、多数支配制たる民主制とは逆の方向にむけようというアンチ・デモクラシーの提案となる。プラトンに淵源するこの考えは、民主制が錦の御旗となっている今日、声高に語られることは稀であるが、力強い論拠に支えられた説得力ある提言であることに変わりはない。

しかし、この提言を受入れるには、まずたしかめねばならぬ問題がある。われわれは分業による共同が人間性の必然に由来することを認める。また、各人が分担する農耕にも建築にも医療にも、それぞれ専門の知識や技術が要求されることを認める。しかし政治にもそういうものが必要なかどうかは自明ではない。人は誰でも言葉を使うことができるように、人は誰でも政治に口を出すことができる。このことは何を意味するのであろうか。政治は分業の原則の適用範囲外ではないのかということである。

対話篇『プロタゴラス』では、歴史上有名なソフィストであるプロタゴラスの口を藉りて、次のような説話が紹介されている。周知の物語りだが、かいつまんで述べるところである。プロメテウスは人類のために、火ともろもろの技術とを神々のところから盗み出して人類に与えた。人間はそれを用いて、衣食住をととのえ身を養うことができたけれども、まだ、国家をなすにいたらず、てんでんばらばらに暮らしていた。だから野獣などの攻撃にあって滅びそうになった。ゼウスはこの窮状をみて人類を救うことにし、国家をつくり国事を処理する技術を人類に与えるべく、ヘルメスを使者に送った。その際、この技術だけは、ほかの技術とちがってすべての人間に共有させよと命じた。他の諸技術は、少数の専門家がこれを知っていれば、そうでない多くの人間のために間に合うようになっていくが、この技術をそういう仕方で分与したのでは、国家は生まれては来ないだろうからというので

ある。もしゼウスの賜物がそういうものだとする、国事を議する技術（テクネー）、能力というか知識というか、それは他の専門技術のような知識ではなくて、もっと一般的な形で誰にでも分有されていることになる。もちろんこれは物語りであって、これをもって問題の証明にかえることはできないけれども、国家の起源と生成については、そうした一般的分有の可能性は、物語りの形をとらずとも論理的に考えられることであると学者たちは云っている。それでは、誰もが分有するとされる国事処理の技術とは具体的に何であろうか。いましばらくプロタゴラスの云う所に耳を傾けることにする。彼はその技術としてディケー（正義・刑罰）とアイドース（おそれ・つつしみ）の二つを出している。たしかに正義なしでは、人間は相互に不正を加え合うだけで国家をつくることはできなかったであろうし、また、つつしみなしでは、親愛は生じず、人間は集結力を失って、ふたたび、ばらばらに散っていったことだろう。この二つが国家成立の必要条件として、一般的分有を主張しうることは明らかである。プラトンも『国家』篇で、ディカイオシュネーとソープロシュネー、これはつまりは正義とつつしみであるが、この二つの徳は全国民の共有していなければならない国家存立の要であると、プロタゴラスも、さきには技術とよんだものを、あとの箇所では徳と云い換えている。技術、徳、いずれの名で呼ばれるにせよ、しかし、正義とつつしみだけで国事を処理する能力として充分なのかという疑問はここで誰もが持つであろう。

なるほど、国政の審議において、たとえば、正義に抵触するところがありはしないか、つつしみに欠けるところがありはしないか、どういう大義名分をたてるのかというような、正義とつつしみが直接かかわる相談事に論議が入ってゆく場合は、充分であると一応云えるかもしれない（「一応」と断わったのは、正義の人、かならずしも正義を知っているわけではないというソクラテスの指摘がある

からである。ここでは、そのことには立ち入らない。また国政のいかなる相談事も正義とつつしみを無視してはすまされぬことも事実である。昔のシナの聖人の言葉に、「戒慎恐懼するものはこれ良知」というのがある。プラトンにも、つつしみが最大の善で、つつしみなきことは最大の悪であると云い切っている箇所がある（「法律」六四七A B）。ソクラテスは、デルポイの神託の意味をたずねて歩いたあの遍歴において、次のような経験をしたと語っている。つまり、「名前のいちばんよく聞こえている人のほうが、思慮の点では、ほとんどの場合、かえって最も多く欠けていると思えた。これに反して、つまらない身分の人のほうが、その点むしろ立派に思えた」（「弁明」二二A）と云っている。ソクラテスのこの言葉も、いまのつながりで理解さるべきものである。正直でつつしみ深いということとは、それだけで知者と云えるのかもしれない。

しかし、国事を処理する技術あるいは知識を、「全体としての国家のために内治外交の両面において、どのような対応の仕方をしたら一番いいかを計る知識」（「国家」四二八C D）というような至極妥当な規定をもって云いあらわしてみると、正義・おそれと、この国事処理の知識とは、すぐには一つにならないことは明白である。自分と自分の周辺のためを計るということなら、或いは誰でもできるかもしれないが、それを離れて、他の人たちすべてのことを考えて決断し対処するというようなことは、誰にでもすぐに出来ることとは思えない。正義・おそれと国政の知とを一つのものとしてつなげようとするプロタゴラスの苦心は、両者のつながりと同時に、かえって、その区別を目立たせる結果となっている。さきほど、だれでもが自国語を喋れるという事実は、だれもが国政処理の知識をもっていう想定の種類例として持ち出された。この例はしかし、その先をたどると逆の主張のたとえともなりうるものである。自国語はだれでも一応こなせるとしても、だれもが上手に喋ったり立派な文章を書いたりできるわけではない。そのように、だれでも政治に口を出すことができるとし

ても、すぐれた政治家もいれば、正反対の劣悪無能な政治家もたくさんいる。そこには大きな差異があることを認めないわけにはいかない。その違いをもたらすもの、一方の者にはあって他方の者には欠けているもの、これが、政治に本来的な、あるいは政治に固有な知識・技術ではないかと考えられる。

われわれは正義とつしみを共有しているとしても、そのことで、政治の知がひとりでに身につけてくるわけではない。ゼウスは人間に正義とつしみを与えて、とにかく国家を成立させてくれた。人間はその中で、こんどは、みずから苦勞し、みずから工夫しながら生きてゆかなければならなかった。政治の知は、その生活の経験のなから生まれ、洗練され、自覚されていったのだと思われ。ただ、こうして生まれた政治の知は、すぐれた政治家であったペリクレスのような人も、自分がすぐれている所以のその知識を、自分の子弟や近親の者に教えることができなかつた実例が示すように、教育によって教えたり学んだりできる専門科学知識のたぐいではなかつた。そのことから、それが厳然たる知識であるにもかかわらず、かえって誰もが簡単に、それを我が身の内に幻想し錯覚しうることになる。ちょうど、智慧において、自分はひとりより賢いと誰もが簡単に思いこみうるのと同じ事情である。かくて人々は、「政治（国事）」については、どんな点においても何も知らないのに、すべての点において、あらゆる知識のうちで最も明確にこの知識をもっていると考えているのである（「政治家」三〇二B）。この幻想、この思いこみに力を藉すのが、人は生まれながらにして平等であると吹きこむ民主体制のためのさまざまな神話である。思えば、プロタゴラス説話もそうした体制神話の一つであつたのだろう。かかる平等の合唱に幼少のころから耳をみたされた人間は、やがては、人はすべての点で絶対的に平等（同等・同質）である、もちろん政治の知においても然りと思うにいたる。こうして誰もが自らの知をつゆ疑うことがない。しかし、アテナイ市民のひとりひとりが、各

人の自負するごとき政治の知の持ち主であったなら、勝つべくして敗れたペロポネソス戦争の悲劇も、その後の内戦の悲劇もなかつたであろう。

ここで、われわれは、適材適所による分業の原則を国政の仕事にも適用することの可否について、一応の了解に達したとしよう。政治の仕事も、その原則の適用範囲をはずれた例外ではありえないということである。ではそこから帰結する少数支配制の提言を受け入れよと迫られて、民主制の論者はどう答えるか。大方の答えを整理すると、こうである。道理にかなった提言ではあるけれども、その少数者に人を得る保証はあるのか。もしそうでなければ、結果する災患は民主制のそれより大きい。危険な賭をおかすより民主制のほうが安全である。

プラトンに譬えをかりると（「政治家」二九八A B）、身体の健康のために医療の技術があり、船の安全航海のために航海の技術があり、国家のために国政の技術（知識）がある。これらの技術は、処方や規則などの形に固定化され硬直化したものであってはならず、いかなる状況変化にも対応できる生きたはたらきでなければならぬ。そしてそのためには、これら技術の所有者には、すべてを任せて自由に仕事をさせねばならない。素人たる余人は口出しせず、彼らに存分の活動を行わせるという取り極めが欠かせないのである。ところが、技術と人との間には間隙がある。医者が、その技術を本来の目的とは逆の目的のために用い、患者を苦しめ生命を奪うために用いたり、船長が、安全に目的の地にとどけるはずの乗客を、離れ小島に置き去りにしたり海に投じて生命を奪ったということがおこる。国政の全権を掌中にし、よそから規制されることのないその少数者が、いつか何かの切掛で同種の挙に出るのではないかというおそれを、人々の胸から完全に拭い去ることはできないだろう。われわれの二十世紀も、かかる危惧が杞憂ではないこと不幸な実例にみちみちている。かれら菩薩の仮面をかぶったサソリたちも、ある時期までは、父とよばれ、英雄、聖者、救世主とたたえら

れていたのである。

しかし、その少数者には、子供のときも青年時代も、また成人した後も不断にためされ、知力、能力は云うにおよばず、徳性と、国を愛し憂うることにおいても抜群であることがたしかめられた人達のみをあてるとする。慎重を期すればここまででは確実に可能である。だから右のような支配の変質のおそれはないとしよう。だが、人は諸徳にすぐれ善意に満ちていたとしても、ただ一つ、その知において誤れば結果する災患は同じく大きいのではないかと思われる。否、思われるのではなく、あらゆる災患と不幸の原因は無智にあるとするソクラテス主義の原則にてらせば、疑いもなくそうである。そもそも、国政の知識、国を治める治国の知の第一義は何であろうか。ニコマコス倫理学冒頭第二章の言葉を一部借りると、「およそわれわれのあらゆるはたらきを蔽うところの目的、われわれは、これをそれ自身のゆえに希求し、その他のものを希求するものゆえであり、従ってわれわれが如何なるものを選ぶのも、結局はこれ以外のものを目的とするのではないといったような目的」、これは、つまりは究極の目的、最高善であるが、これの把握が、もろもろの知識の中で棟梁的な最も有力な地位にある、政治の知のつとめだと云われている。この善の知識をもつことによって、政治の知は、ちょうどはっきりした標的をもつ射手のごとく的をあやまることがないのである。そして、その目的の実現のために、あらゆる学問、あらゆる技術の上位にたつて、これらを支配し、指導し、駆使するのである。そして、プラトンの表現をかりるなら、国家の上に最も美しい芸術作品を作成しようとして（「政治家」二七九B以下）、国家にだけ許されている強制のためのあらゆる力、あらゆる手段を行使するのである。そこで問わねばならない。その少数者は目的の把握において誤ることはないのか、人間にとっての善を見間違えることはないのかと。ごく常識的に考えて、人は誤るものである。その少数者にもみ知の無謬性を期待することはできない。かれらが国家の為になると思ったこと

が必ずしも為になるとはかぎらず、極端な場合には、かれらの把握したと確信する善が、夢想、妄想のたぐいであることもありうるのである。しかも余人は口出しすることができない。

多数者は政治の知をもたず、その政治上の言動は気紛れでエゴを離れることができない。かれらが国家に折檻を加えるような挙に出たり、奇怪な思いに取り憑かれて偽りの善を奉ずるようなことがあったとしても、それは驚くにあたらない。だが少数者は、素質と才能によって選ばれ、きびしい訓練と学習の果てに政治の知を体得したとみられる者たちである。にも拘らず、信頼し切れるかと危惧の声が出るのは、つまるところ、本当の政治（治国）の知をもつ人を得ることはできるのか、それは果して可能かという根本の疑問が残っているからである。さきにペリクレスを引合いに出した件りで、われわれは政治の知が教育によって教えたり学んだりできる専門科学知識のたぐいではないことを見た。だから、教育がかかる知をもつ人々を養成するかのようには解せられる言い方や表現は正確ではない。教育はきびしく長期的であっても準備的なものにすぎない。政治の知はその基礎のうえに個人の内面の奥深くでひそかに成就されるものであろう。プラトンは、それがあくまで知識であることを強調して、問答法の究極において把握される最高の知識としての知恵であると言っている。治国の知とは何か。その第一義が善（目的）の把握であることは既にみた。プラトン哲学では、確実な知識にはイデアが対応するから、善の知識は善のイデアの直知直観をえてはじめて揺ぎないものとなる。プラトンが政治に求めた最大の学業（学ばねばならぬ最大のもの）は、これにほかならない。いまイデア説は措くとして、政治の指導には明確な目的の知が先立たねばならぬとする主張は誰しも異存のないところである。どこに舵を向けるべきか不明では、船はただ大海原を当てもなく右へ左へと漂うばかりである。だが、この目的の知をもって治国の知は完了するわけではない。その目的（善）を国家のうちにもたすための知識がこれに添わなければならない。それは使用の知であると云われる。ソク

ラテスの説くごとく、幸福は万人の欲するところであるが、人も国も、善きものの単なる所有によって幸福になることはできない。それらの所有を實際に使用することによってはじめて幸福に生きていくと云えるのである。だが使用は、誤ればかえって不幸をもたらす。しかも、善きものの所有が大であれば、誤用による不幸もそれだけ大となる。国家の善きものの全てをあずかる治国の知は、それゆえ最高の使用の知でなければならぬ。すなわち、ほかの全てのものの上位に立ってそれらを正しく（すなわち善の知に導かれて）使用する総合使用の妙こそ、政治の知慧とよばれるべきものである。

『ゴルギアス』では、治国の知は立法と司法を主要内容とするものであると語られている。立法と司法によって、国民の心魂を出来るだけ善くすることが政治の眼目だからである。しかしこのことも、法律の知識・技術がそのまま治国の知であることを意味するのではないだろう。たしかに立法は治国の一大事であり、立法の知識・技術が治国の知そのものであることはほとんど自明のようにも思える。しかし一つの知性のうちに二つの知識が分かちがたく併存していることはありうるとしても、二つはそのはたらきにおいてははっきり別である。立法司法の知識・技術は、それなしでは治国の仕事も成立しえないという意味で補助原因（副原因）的であり、他方治国の知は本原因としてそれらを指導し使用する立場にある。だからプラトンも『政治家』（二九二E以下）では、立法と司法を主要内容とするとみられた治国の知をその二つから切りはなして、それをそれ自体でみることをこころみている。この治国の知の究極性について、なお少しくつけ加えたい。通説に従えば、防衛の必要が、あるいは防衛と治安と裁判の必要が国家を生んだと云われている（プロタゴラス説話もそのことを述べていた）。また、軍隊と警察、裁判所と税務署が国家を認定する充分条件をなすとも云われる。つまり、国家は何よりもまず防衛組織なのである。だから、軍事が国事のうちの最も重要なものであることは論を俟たない。それゆえ、防衛を担い軍隊を統べる將軍の技術の国政に占める重要性は、昔も今もかわるこ

となく際立っている。しかし、その技術を発動して戦争をすべきか、あるいは友好的に事件を片づけてしまふべきかを徹底的に考究して判断するのは、將軍の技術の能力外であつて、それはただ全体を総攬し指導する政治の知のみがよくなしうところである。また、国政を左右する実力者は議会の雄弁家のうちに認められるところから、説得の技術としての弁論術を治国の技術と同一視することが一般に行われている。裁判司直の技術についてもおなじくそういった見方が一般的である。というのは、さきにも触れられたごとく、法務（司法）は国政のうちに大きな比重を占めるものだからである。具體的には、法の名による追放、抹殺、名譽剥奪、財産没収等によつて、また縁組み、相続、遺産分配等をめぐる訴訟の結果いかんによつて国政を大きく左右することができるからである。しかし、それらの技術（知識）のいづれもが、治国の知の下位にあつて使用され支配される位置にあることはもはや贅言するまでもない。

アリストテレス『政治学』につきのような目立たぬ一節がある。「……なぜなら、（そうした備えにたよらずとも）災厄の発生はこれを芽のうちに察知（して処理）するということとは、眞の政治家でもなければ、なみの人間では誰も手におえることではないからである……」（一三〇八a）。これは眞の政治家のみがもつ先見の明にふれたものであると思われる。善の実現を旨とせず政治の仕事はつねに未來にかかわるものであり、これに携わるものは、將來を正確に、あるいは比較的正確に見通し予見する能力を欠くことはできない。かかる政治の知識（能力）は、生得の洞察力もさりながら、それに加うるに豊かな経験の積みかさねがなくては身にそなわるものではない。プラトンも、治国の知を把握せんとする者は、イデアの認識だけでなく、経験においても不足があつてはならない、否、何人にもひけをとることがあつてはならないと述べている（「國家」四八四D）。本當の治国の知は、かく概観するかぎりでも、稀有の資質、稀有の器量のうちにしか宿りえないだろうことが察せられる。

しかも病氣、事故、誘惑等による無数の挫折の危機をくぐり抜けてはじめて成就されるのである。そのような知をもつ人を得ることは困難であり、ほとんど不可能に近い。かくてプラトンも、そのような人を治者にもつ国家体制を、地上には存在せず、天上に手本として仰ぐだけのものにおわるのかと嘆じなければならなかった。

だから、少数者が真の識者であることを条件とする限り、地上に実現しうる少数支配制ははじめから、ほぼすべて失格なのである。これに対して、次のような弁護論が出されよう。少数者は、素質と能力によって選ばれ、充分な教育をうけ、嚴重な選別をへて残ったエリートである。かれらは、その知識において、たとえそれが完全なものでも、多数者のレベルを超えている。少数支配制は、現実には、条件を緩和して次善のかれらを治者に仰がざるをえないとしても、知識が支配の原理でなければならぬとする基準にてらせば、依然として多数支配制にまさっている——と。ここで振返って、民主制論者がはじめに少数支配制を受け入れよと迫られたとき何を考えたかを想像してみる。彼は、国政がエウリピデスの台詞にあるような、「そのときどきの氣紛れを追いかけて」運営されるものであつてはならず、目的と見通しを具えた知識によって指導されるものでなければならぬと考へてゐる。そして大切なのは、国政が政治の知識にもとづいて行われているか否かということであつて、それが少数者によって行われているか、多数者によつて行われているかは、治国の本質にはかかわりないことだと考へている。だから、民主制下の通念に反して、政治の知が多数者の共有するところではない事実を指摘され、その知を有するとみられる一部少数者に国政を委ねることの妥当性を説かれたとき、これはそれを道理にかなつた提言であると認めた。そのさい彼が思い描いた少数支配制のありようは二通りである。治国の知をそなえた少数者を治者にいたゞく場合と、それが叶わず、いわば次善の者たちをもつてそれにあててゐる場合とである（それ以下の場合を考へる必要はない。なぜなら前提によ

って少数者はエリート中のエリートときまっているからである。かれは、真の政治の知の何たるかを思いみて、このうち前者は人をうるに難く、実現はほぼ絶望的であると判断した。そして残る後者が、右に述べた弁護論を振りかざして自己主張するさまを想像したとき、かれは不安と危惧をおぼえたのである。かれら次善の少数者は真の政治の知をもっていないのである。治国に求められているのは政治の知であって知識一般ではない。諸科学諸技術のいわゆる各種専門知識は、教えられ学ばれて国のうちにみちているとしても、それらは使用されるものとしてそこにあり、それらとは別個の、使用するものとしての最終の智を必要としているのである。この少数者の知識にはそれが欠けている。プラトン風に云えば（「国家」五〇五A B）、それを知らなければ何を知っても役には立たず、それを得なければ何を得たことにもならないそのものが欠けているのである。かかる人たちが、自由な活動を本来とする真の治者と同等同質であるかのごとき扱いをうけて、無拘束無規制に存分の活動を許されるのであるから、その少数支配制は大きな危険をはらむもの、恐怖すべきものとせねばならない。かく考えかく惧れて、かれは少数支配制の提言を斥けたのである。

しかし、この議論の線では、もし仮りに天与の偶然によって少数者に人を得ることができ、真の知の支配が実現し、さきに危惧したごとき事態がすべて回避された場合には、その理想の少数支配制を前に、かれは最早沈黙するしかないことになる。では、ここに至って、かれがなお民主制論者の立場を譲らないためにのこされた途は何か。それは、少数者に人を得たとしても、その少数支配制が依然として体制の仕組みそのもののうちに致命的問題をはらんでいることを衝くことである。少数支配制とは読んで字の如く少数者の支配する体制である。つまり少数の人間が国政上の決定権・命令権を握っている体制である。少数支配制の規定は以上をもって必要にして十分である。ただ、少数支配の度合において、同じ少数支配制の名で総称されるものの中にも段階的差違が存することは云うまでも

ない。多数者の支配関与を徹底的に排除する純粹型から（実際には純粹型はあり得ないから、正確には、純粹型に近いものから）、多数者の意思を大きく取り入れる中間混合型に近いものまで、そこに大きな幅があるわけである。では、ここに提言されている少数支配制はその点どうか。云うまでもなく純粹型に近い。多数者は政治の知をもたず、少数者にのみそれが具わっている。それゆえに、国政の仕事は少数者の手に委ねられたのである。このことは、知識が支配（国政）の原理であるということである。だから、知識にもとづいて発せられる少数者の決定・命令は絶対的である。ここには、よし最終の決定権は少数者が握っているとしても、多数者が批判をぶつけて少数者の再考を促すという、多数支配的要素を導入する手続きや仕組みは一切考えられていない。なぜなら多数者は政治の知をもたず、それゆえ政治上の正しい判断や意見に到りうることはないからである。その決定・命令にたいして多数者は絶対服従でなければならぬ。不服従は体制の機能の停滞をもたらし、ひいては体制の崩壊をもたらす。国家と個人の類似で考えるなら、理性が道理にもとづいて発する命令（意思）を、理性以外の部分つまり気概や欲望の部分がききいれず服従しないというのは、分裂症の人間である。そういう状態では、思量したことは実践されず、結局、自分のことはわかっていて、自分を大切に思っている、自分の益となることを行ないえないことになる。国家がかかる人間にひとしい状態であってはならない。それゆえ不服従はもちろん、不服従にみちびくおそれのある性向や習性もとりのぞかれねばならない。もちろん、力を背景とした強制によって服従をかちとるのは策の下なるものである。抜本の方策は教育である。国民教育とは、本来的に、国民をその体制の性格に合うように陶冶することを目的とするものである。そのために教育には統制が加えられよう。プラトンも『国家』篇の教育を論ずる件りにおいて、芸術を子供の教育のために用い、これに強力な統制を加えることをしている。すなわち、その規制は物語の内容にはじまって、語り方、歌い方にまで及んでいるのである。

では教育の結果、ここでは如何なる特徴を身につけた国民（多数者）が生みだされるであろうか。まずかれらにみられるのは、少数者とその政治指導にたいする絶対的な尊敬と服従の姿勢であろう。もちろん、教育を真に知的なものにし、多数者の知的レベルを不断に向上させ、そのようにして、少数者の高度に知識的な判断にもとづく政策を、多数者が理解して自発的に服従するというところまで持ってゆくことも理屈の上では考えられる。しかしそれは百年河清をまつにひとしい期待だろう。プラトンも多数者に知識を共有させる可能性は考えていない。それに、もともとプラトンにとっては、知識にもとづく善政がしかれているのなら、それが納得づくで行われているか強制によっているかということは治国の本質にかかわる問題ではなかった。それは兎も角として、次のこともたしかである。多数者は各自の分担するその生業を立派に果たすことには喜びを感じずけれども、それを離れた国家公共の事柄にも目をむけてあれこれ観察し思いをめぐらすことには熱意を持ってないように教育されているだろうということである。そうした熱意は、いつか絶対的服従の習性にたいする懷疑と批判をうむもととなるかもしれないからである。もし孤独な強い性格の人々がいて、教育にもかかわらずその熱意をながく持ちつづけることがあるとしても、かれらの意見や考えが国政の場に反映されることはありえないのだから、励みとなるものもなく報われることもないままに、いつしかそれも消え失せよう。この少数支配制のもとにおける多数者（国民）の性向、習性が以上のようなものであることは、体制の仕組みそのものから論理的に帰結する必然であると思える。そこで借問したい。政治の目的が、さきに『ゴルギアス』から引用したように、国民をできるだけすぐれたものにすることにあるとしたら、かかる心性をもつ国民を生みだすことはその趣意にかなうことであるのかと。

だが、性急な結論は避けねばならない。その少数支配制のもとでは、多数者は各自の生業に励み、分与分取の共同関係によって国家の基盤を維持している。そして正義とつつしみをまもって国民和合

の生活を送っている。ただ政治の知をもたぬが故に、国政の仕事は少数者に委ねている。多数者のこの生き方のどこに難ずべき点があるうか。ただ、教えこまれた服従の姿勢がいけない、それに対する自覚がないのがいけないと云われているのである。そしてその責任が体制に問われているのである。果してこのことは少数支配制にとって致命的なことなのか。ひるがえって、デモクラシー下の多数者は、かれらみずからが支配者であるがゆえに、そうした教育、そうした望ましからざる受動性から一切自由であると云えるのか。デモクラシーのために弁ずる道は遠い。